

平成27年12月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成27年 12月15日〔火曜日〕 16時00分 開会

2. 開催場所 市役所議会棟3階 第2委員会室

3. 出席委員 (14名)

会長	4 番	脇田 峰生
職務代理	8 番	日笠山 隆
委員	1 番	小倉 伸一
〃	2 番	橋口 好文
〃	3 番	瀬川 寅夫
〃	5 番	石寺 政和
〃	6 番	岩本 延男
〃	7 番	浦口 幸夫
〃	9 番	日高 仙三
〃	10 番	中村 正幸
〃	11 番	河本アツミ
〃	12 番	南 重徳
〃	13 番	古田 洋美
〃	14 番	白河 澄雄

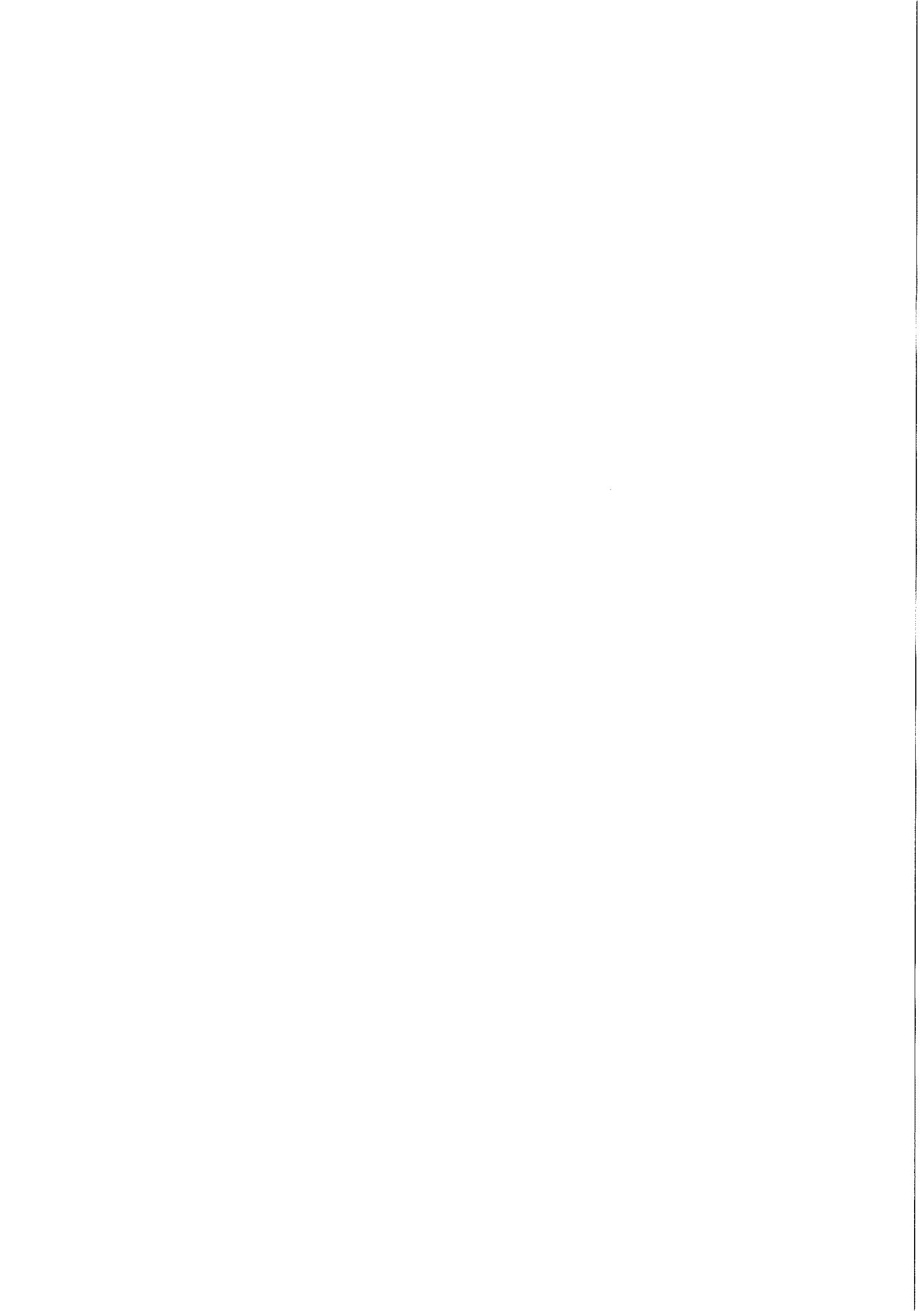
4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について



○局長

12月の定例総会です。開会に先立ち会長に挨拶をお願いしまして、その後、引き続き議事の進行をお願いいたします。

○会長

皆様、ご苦労様です。本日、平成27年度12月の定例総会であります。

月日のたつのは早いもので、12月も半ば(なかば)を迎え、気分的に忙しくなる時期であります。農家では、サツマイモの収穫が一段落したころであります。澱粉原料用・青果用ともに平年を下回る状況であります。14日からは、サトウキビの操業がはじまりました。ブリックスは、15、75で平年並みを見込んでいますが、反収では4,46tと史上最低となり、昨年に引き続き農家の皆さんにとって大変厳しい年となりそうです。

このように明るい話題がない現状ではありますが、来年に向けては、少しでも明るい兆しがみえることを願いたいと思います。

年の瀬であります。世間一般的に気忙しく(きぜわしく)なり、また、年を忘れる飲み会も多くなっていますが、年末の交通安全運動も始まっております。委員皆様事故等には十分気を付けてください。

○議長

それでは、只今から12月の定例総会を開催いたします。

はじめに、日程第1「西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員」の指名をします。

議事録署名委員には、14番白河委員と1番小倉委員を指名します。以上で、日程第1を終わります。

○議長

続きまして、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。

資料は1ページです。今月は所有権移転1件、賃借権設定1件、使用貸借権設定1件、合計3件の申請がありました。

1番です。現和上之町地区です。台帳地目田、現況地目畠の1筆で、面積545平米を賃貸借により5年間借り受けるものです。

2番です。安城大野地区です。台帳現況地目畠の1筆で、面積1,316平米を使用貸借により5年間借り受けるものです。

3番です。安城大野地区です。台帳現況地目畠の3筆で、合計面積4,031平米を売買により所有権移転するものです。

1番から3番の受け手は同一で、許可後の経営面積が5,892平米となり、下限面積の50アールを超えます。

以上、本件1番から3番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わりります。

○議長

ただいま、事務局より説明がありました。続きまして、担当委員の報告をお願いします。

○7番委員

7番です。番号1番について報告いたします。

この案件は11月の定例総会に申請されていましたが、取下げをし、再申請となったものです。先月借人と現地確認を行っておりますので、今回は、双方とも電話で確認をしております。

借人は島外出身者で、現和地区在住の方です。西之表市の公営企業に勤務していましたが、このたび新規就農をするということでございます。

申請地は、現和地区で、登記地目は田となっておりますが、現況は畑です。レザーリーフを栽培しております。その他、安城地区にも農地を賃借しており、園芸作物の栽培に詳しい方の指導を受けながら、栽培したいとのことでした。以上です。

○11番委員

はい、11番です。2番、3番について報告いたします。

ただいま、7番委員から報告がありましたが、借人は、同一の方で先月現地調査をしておりましたので、電話により確認をしました。

2番の申請農地については、現在、少し荒廃しておりますが、機械で整地したのち、耕作可能な状態にするということで、その間は無償で借りるということでした。

3番の農地は、貸人の要望もあり有償とすることで、双方確認されております。この農地についても園芸作物を栽培するということです。

以上、申請通り間違いありませんでした。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま、議案第1号について、事務局並びに担当委員から説明及び報告がありました。

議案第1号について、質疑のある方は、挙手でお願いします。

○2番委員

はい、2番です。借人の方の家族構成はどのようにになっておりますか。

○11番委員

奥さんと子供がおります。

○2番委員

はい、了解いたしました。

○議長

はい、他にないようですので、採決をいたします。議案第1号の1番から3番について、原案どおり許可することに賛成の方は、举手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から3番については、原案どおり許可することに決定いたしました。

○議長

続きまして、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。まず始めに資料の訂正をお願いいたします。③の3-10ページです。118番の利用権を設定する者の経営面積が56, 787平米となっておりますが、0に訂正をお願いいたします。失礼いたしました。

それでは、利用権の設定を説明いたします。1-1ページをお開き下さい。

1段目です。期間が平成28年1月1日から平成28年12月31日の1年間、地目畠、面積11, 304平米、内更新分0平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が平成28年4月1日から平成33年3月31日の5年間、地目畠、面積4, 835平米、内更新分4, 835平米、利用権の設定をする者2人、受ける者1人です。

3段目です。期間が平成28年2月1日から平成38年1月31日の10年間、地目畠、面積2, 940平米、内更新分2, 940平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

4段目です。期間が平成28年5月1日から平成38年4月30日の10年間、地目畠、面積557平米、内更新分557平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

5段目です。期間が平成28年1月1日から平成47年12月31日の20年間、地目畠、面積2, 670平米、内更新分0平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

内訳については1-2ページを、詳細については1-3ページから1-10ページをご覧ください。

続きまして、所有権移転です。資料の2-1ページをお開き下さい。

1段目です。平成27年12月22日に所有権を移転するものです。地目田、面積1,

671平米、所有権を移転する者2人、受ける者2人です。

内訳については2-2ページを、詳細については2-3ページから2-8ページをご覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。3-1ページをお開き下さい。

1段目です。期間が平成28年2月1日から平成33年1月31日の5年間、地目田、面積19,413平米、地目畠、面積224,066平米、合計面積243,479平米、うち更新分0平米、利用権の設定をする者30人、受ける者1人です。

2段目です。期間が平成28年2月1日から平成38年1月31日の10年間、地目田、面積41,700平米、地目畠、面積957,222平米、合計面積998,922平米、うち更新分0平米、利用権の設定をする者94人、受ける者1人です。

内訳については3-2ページから3-11ページを、詳細については3-12ページから3-140ページをご覧ください。

今回の農地中間管理事業分は、平成27年度において主に地域集積協力金の交付対象地域で申請を行っております。また、地域集積の対象地域の中でも経営転換協力金・耕作者集積協力金の要件に該当する方も含まれます。2月1日の貸付を行うためには、12月に市町村公告を行わなければならないことから、本日提案させていただいております。

平成27年度において地域集積協力金・経営転換協力金・耕作者集積協力金の交付見込み額につきましては、本日配付している参考資料をご確認ください。なお、3月1日貸し付けの4期もあることから、参考資料の金額よりも交付見込み額はさらに増えることが想定されます。

以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。

委員の皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま、事務局から説明がありました。

始めに「利用権の設定について」審議します。審議案件は6件です。整理番号1番から6番について、順次、担当委員の報告をお願いします。

○2番委員

はい、2番です。番号1番について報告いたします。

設定をする方、受ける方双方に電話により確認をいたしました。申請通り間違いありませんでした。

なお、申請農地については、安納いもを栽培しております。以上です。

○6番委員

はい、6番です。整理番号2番、3番について報告いたします。

12月10日に両申請農地設定する方、立会のもと現地調査をいたしました。

2番については、設定する方が高齢のため、息子さんが立会ってくれました。受ける方とは、電話で確認をいたしました。両申請地は、中割地区の隣接した農地であります。

設定を受ける方は、現在鹿児島で菓子店を経営する有限会社で、元々は屋久島で経営をしていた方です。申請農地には菓子用の紫いもを耕作するということでした。申請通り間違いありませんでした。

続いて整理番号4番について報告します。

12日に受ける方立会のもと、現地調査を行いました。設定する方は、徳島在住で、高齢のため、息子さんと電話で確認をいたしました。

申請農地は、中割地区で、現在牧草を作付けしておりますが、そのあと、焼酎用いもを作付けするということで、受ける方は、市内の農業生産法人であります。申請通り間違いございませんでした。

○9番委員

はい9番です。整理番号5について報告いたします。

14日に現地調査をしました。双方確認をいたしております。受ける方は、現和在住の青果用いもや澱粉いもを栽培する認定農家です。

申請農地には、現在澱粉いもを栽培しており、収穫後の次の作付けの準備をしておりました。

設定する方は鹿児島在住で、電話で確認をしております。申請通り間違いありませんでした。以上です。

○13番委員

はい、13番です。整理番号6について報告いたします。

10日に受ける方立会のもと、現地調査を行いました。受ける方は、認定農業者で、平成18年に牧草地の圃場整備に伴い、その牧草地の入口にあった農地も整備したということです。設定する方は高齢ということもあり、今回更新で10年間の貸借契約を行うものです。

現地は、牧草の作付けを行うもので、農機具も揃っており、後継者もいる生産牛農家です。申請通り間違いありませんでした。以上です。

○議長

ただいま、担当委員から報告がありました。

これについて、質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

はい、異議なしとの声です。それでは、採決をいたします。

「利用権の設定」1番から6番について原案通り承認す方の挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので、「利用権の設定」1番から6番について、原案通り承認し、意見を市長に送付します。

○議長

続いて、「利用権の移転について」審議します。

審議案件は、2件です。整理番号1番から2番につきまして、担当委員の報告をお願いします。

○2番委員

はい、2番です。整理番号1について報告します。

整理番号1番は、移転する方、受ける方、双方親戚関係にあります。双方確認しましたが、申請どおり間違いありません。

また、整理番号2についても、双方確認しました、申請通り間違いありませんでした。

整理番号1番の移転する方と2番の受ける方は親子関係になります。その為、経営面積は同一となっております。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま報告がありました。これについて質疑のある方は、挙手でお願いします。

○議長

異議なしとの声です。それでは、採決をします。

「所有権の移転」1番から2番について、原案通り承認する方の挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございます。

全員の賛成ですので、「所有権の移転」1番から2番につきましては、原案どおり承認し、意見を市長に送付します。

○議長

続きまして、「所有権の設定、農地中間管理事業分」1番から、123番につきまして審議をいたします。

先ほど事務局より説明がありましたが、これにつきまして、質疑のある方は、挙手をお願いします。

○2番委員

参考までにですが、整理番号1番から3番については、経営転換協力金、4番については、耕作者集積協力金の対象になっております。以上です。

○議長

はい、異議なしの声がありました。それでは、採決をします。

「利用権の設定農地中間管理事業分」1番から123番について、原案通り承認する方の挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。

全員の賛成ですので、「利用権設定農地中間管理事業分」1番から123番につきま

しては、原案どおり承認し、意見を市長に送付します。

○議長

以上で本日の議案審議を終了します。

平成27年12月15日

会長 田 峰 五 (田峰五)

14番委員 田 沢 登 雄 (田澤登雄)

1番委員 一 伸 伸 一 (一伸伸一)

